

加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払取扱要領

平成25年1月11日
税務部長決定

1 目的

この要領は、加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 課税誤りの対象

要綱第1条に規定する「住宅用地の認定誤りその他に起因する固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）の課税誤り」とは、固定資産税の課税に関する重大かつ明白な課税誤りをいい、国家賠償法の確定判決事例又は無効課税等と判断できるもののうち、次の（1）から（6）までのいずれかの条件を満たすものをいう。

（1）住宅用地認定誤り又は戸数認定誤りで次の要件をすべて満たすもの

- ①当該土地に住宅用地特例の適用要件を満たす家屋が存在していたことを登記簿、課税台帳等により確認できること。この場合においては、当該家屋が現在まで存在していることを要しない。
- ②当該家屋が新築時又は居宅への種類変更時から当該土地及び家屋の利用状況に変更がないこと。居宅への種類変更の場合においては、その事実を証明できること。

（2）所有者の認定誤りで次の要件を満たすもの

- ①当該土地又は家屋が登記されていること。また、当該家屋が未登記の場合は、家屋補充課税台帳登録（変更）届出書を提出していること。

（3）二重課税の誤りで次の要件をすべて満たすもの

- ①同一物件に対する二重課税であること。
- ②真の納税義務者が確定していること。

（4）家屋の滅失認定誤りで次の要件を満たすもの

- ①滅失の事実を証明できること。

（5）公衆用道路等非課税処理漏れで次の要件をすべて満たすもの

- ①非課税の依頼書の提出を受けていること。
- ②現況の利用状況に変更がないこと。

（6）課税台帳への入力誤りにより著しく過大な評価額が算定されていたもの

3 返還金の額

（1）税相当額

要綱第2条第2項に規定する税相当額の算定は、土地については1筆ごとに、家屋については1棟ごとに、償却資産については1資産ごとに、次に定めるところにより求めた額を合計する。ただし、課税誤りがないときの返還対象者に係る課税標準額が免税点に満たないときは、固定資産課税台帳に登録され、又は登録されたとみなされる各年度の課税標準額に税率を乗じて得た額とする。

- ①固定資産課税台帳に登録され、又は登録されたとみなされる各年度の課税標準額に税率を乗じて得た額と、同一の画地条件において課税誤りがないときの各年度の課税標準額に税率を乗じて得た額との差額を求める。
- ②課税標準額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。
- ③課税標準額に税率を乗じて得た額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。

(2) 税相当額に係る利息相当額

要綱第2条第3項に規定する税相当額に係る利息相当額の算定は、次に定めるところにより求めた額を合計する。

- ① (1)の規定により求めた額に、法定納期限の翌日を起算日とし、税相当額を確定した日を終期として、税相当額を確定した日の民法第404条の規定による法定利率を乗じて得た額を求める。
- ② (2)①の規定により求めた額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(3) 延滞金納付額

延滞金納付額については、返還金支払対象とはしない。

4 返還金の支払対象期間の例外

要綱の施行日以前に申し出があったもの、又は同日以降に、過去に行った還付処理に対し不服を申し立てたものの支払対象期間については、別途協議し決定することができる。

5 分割法人の返還対象者の決定方法

要綱第3条第5項に規定する法人の返還対象者の決定については、次の順位のとおりとする。ただし、次の順位によることができないときは、別途協議し決定するものとする。

- ① 代表者が同一である法人
- ② 賦課処分の対象となった固定資産を実質的に利用している法人
- ③ 消滅した法人と業務内容が同一である法人
- ④ 本店所在地が加古川市内にある法人
- ⑤ 営業所所在地が加古川市内にある法人
- ⑥ 資本金が多い法人

6 返還金の支払方法

返還金の支払いは、原則として、返還対象者が指定した口座に振り込むものとする。ただし、口座振込によらない場合は、資産税課及び収税課が協議のうえ処理するものとする。

7 滞納者に対する返還金の支払い

返還対象者について、未納税があるときは、別に定める「滞納者に対する返還金支払事務取扱」によるものとする。

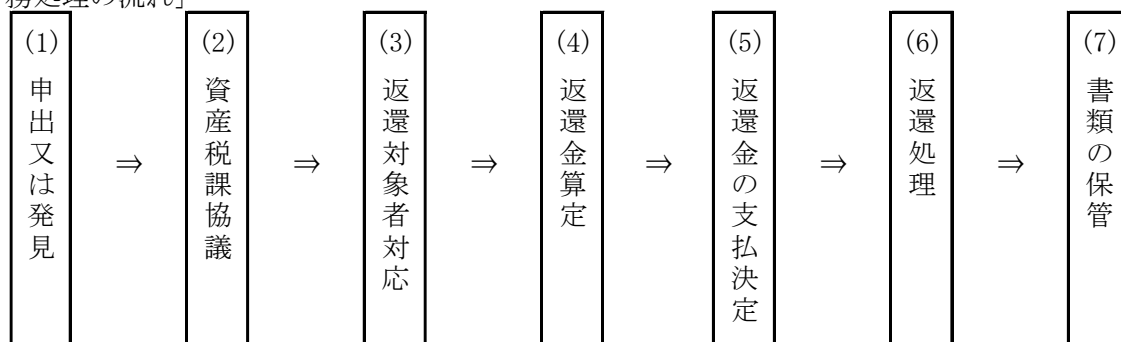
8 返還金を返還する場合の利率

要綱第7条第2号に規定する利息相当額の算定における利率は、返還金を返還させることを決定した日の民法第404条の規定による法定利率とする。

9 事務処理手順

返還金の支払いに関する事務処理は、資産税課及び収税課において行うものとし、その具体的な事務処理手順は以下に定めるところによる。

[事務処理の流れ]



(1) 申出又は発見

納税者から課税誤りについての申出があった場合は、登記簿等の資料を揃えたうえで現地調査等を実施する。資産税課の独自調査により課税誤りを発見した場合も同様とする。

(2) 資産税課内部協議

現地調査の実施結果により、当該課税誤りが返還金の支払対象となるか否かについて資産税課内部で協議、調整を行い、その結果を申出人または返還対象者に連絡する。

(3) 返還対象者対応

①返還対象者（申出人を含む。）に対し、課税誤りの内容及び返還金支払いについての説明を行う。

②返還対象者が共有代表者の場合は、共有代表者が記名した共有代表者届出書の提出を求める。

③返還対象者が相続人又は相続人代表者の場合は、相続人又は相続人代表者が記名した相続人代表者指定届出書の提出を求める。

④返還対象者が分割後存続する法人又は分割により設立された法人の場合は、分割後存続する法人又は分割により設立された法人が記名した返還対象者指定届出書の提出を求める。

(4) 返還金算定

①資産税課において、固定資産ごとに返還金の額の算定を行う。利息相当額については返還金通知書の発送日（税相当額の確定日）を終期として計算する。

②返還金通知書及び返還金支払請求書（以下「請求書」という。）を作成し、送付決裁を行う。

③決裁終了後、返還対象者に対し、返還金通知書及び請求書を送付する。請求書は記名のう え提出するよう求める。

(5) 返還金の支払決定

請求書の提出があったときは、資産税課において速やかに支払決定を行う。

返還金の支払決定についての決裁権者は、加古川市事務分掌規則（昭和 44 年規則第 24 号）第 24 条の規定によるものとする。なお、収税課には合議を行うものとする。

(6) 返還処理

決裁終了後、資産税課は返還対象者に対し、速やかに返還金支払通知書を送付する。また、収税課に支払手続を依頼し、収税課は速やかに返還金支払手続を行う。

(7) 書類の保管

決裁等の関係書類は返還した年度ごとに、各所管課である資産税課及び収税課で保管する。

10 様式

返還金の事務処理に関する様式は、次の（1）から（6）に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 共有代表者届出書 | 様式第 1 号 |
| (2) 相続人代表者指定届出書 | 様式第 2 号 |
| (3) 返還対象者指定届出書 | 様式第 3 号 |
| (4) 返還金通知書 | 様式第 4 号 |
| (5) 返還金支払請求書 | 様式第 5 号の 1 及び様式第 5 号の 2 |
| (6) 返還金支払通知書 | 様式第 6 号 |

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。